

令和4年度  
第2回 摂津市国民健康保険運営協議会

令和5年1月25日  
摂津市保健福祉部国保年金課

# 会議次第内容

## I 令和5年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について

1. 標準保険料率（大阪府統一保険料率）
2. 市町村別1人あたり保険料比較
3. 保険料の主な変動要因等

## II 令和5年度摂津市国民健康保険料等について

1. 令和5年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について
2. 令和5年度保険料の軽減判定基準の見直しについて
3. 令和5年度保険料の賦課限度額の見直しについて
4. 出産育児一時金の支給額の引上げについて

## III 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）について

1. 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
2. 令和5年度摂津市国民健康保険料率（案）
3. 保健事業の取組みについて

# I 令和5年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について

1. 標準保険料率（大阪府統一保険料率）（別紙 資料1参照）
2. 市町村別1人あたり保険料比較（別紙 資料2参照）
3. 保険料の主な変動要因等（別紙 資料3参照）

## Ⅱ 令和5年度摂津市国民健康保険料等について

1. 令和5年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について
2. 令和5年度保険料の軽減判定基準の見直しについて
3. 令和5年度保険料の賦課限度額の見直しについて
4. 出産育児一時金の支給額の引上げについて

# 1. 令和5年度保険料の設定に伴う激変緩和措置について

## 【市の激変緩和措置とは？】

- 大阪府統一保険料率を目指す中で、保険料が急激に増加することのないよう、財源を投入して段階的に保険料の改定を実施するもの。
- 大阪府国民健康保険運営方針に基づき、本市は6年間かけて段階的に大阪府統一保険料率を目指しています。



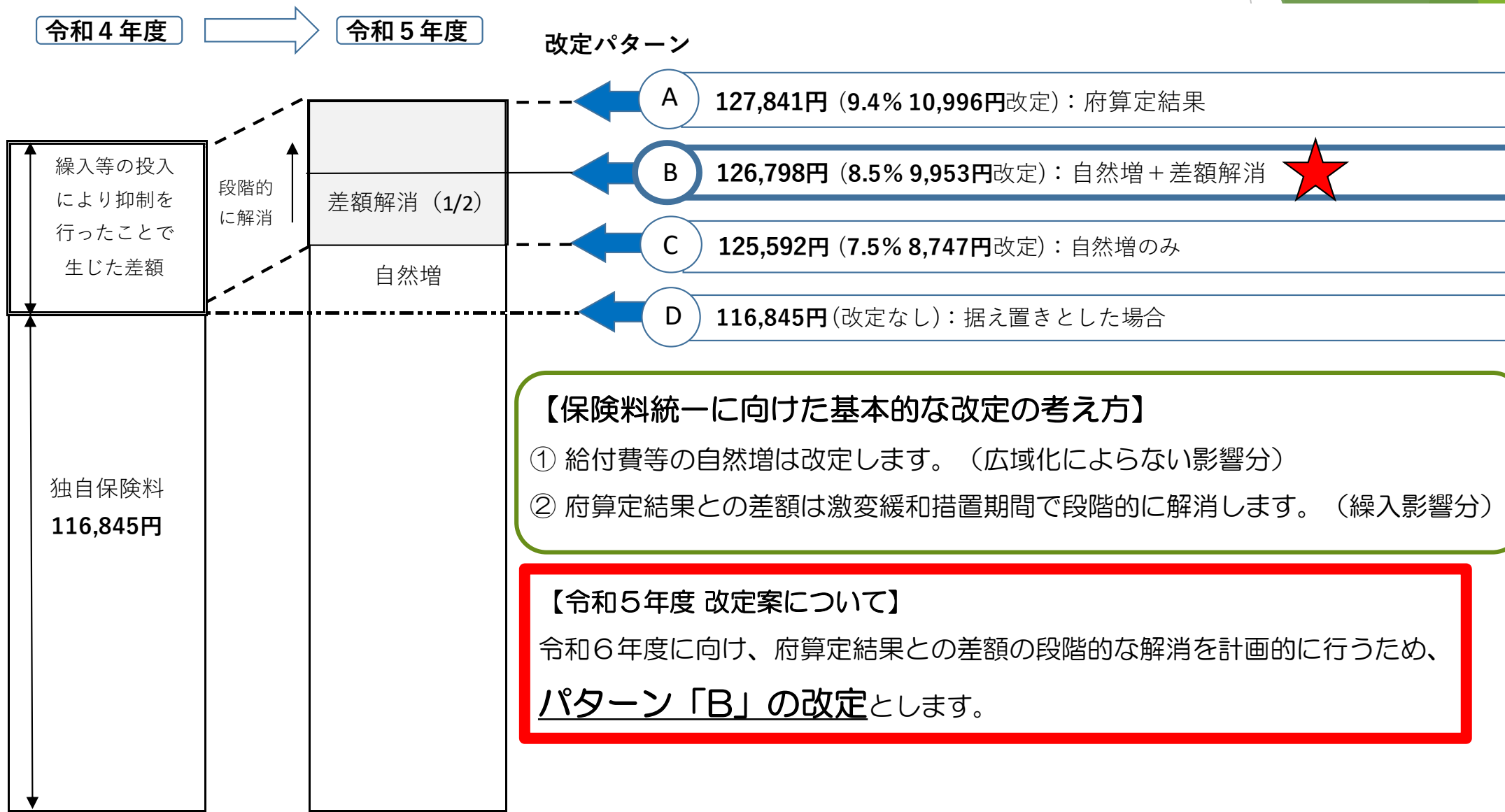
## 【府内統一保険料と本市保険料の差額の解消について】

- 現在の本市の保険料と府内統一保険料には乖離があります。
- その乖離は、これまで本市が保険料抑制財源（法定外の繰入含む）を投入してきたことによって生じています。
- 保険料抑制によって生じた乖離と毎年の自然増による保険料の上昇（変動部分）について、毎年度改定し解消することを基本としています。

## 【令和5年度保険料設定にあたっての現状について】

- 1人あたり保険給付費の増や後期高齢者支援金の増などに伴い、「あるべき保険料」の自然増分が発生しています。
- 本市においては、平成30年度からの国保広域化以降、令和6年度の大阪府統一保険料率に向け、段階的に大阪府統一保険料率と市独自料率との差額を解消してまいりました。

# 令和5年度激変緩和措置の改定案



## 2. 令和5年度保険料の軽減判定基準額の見直しについて

### 制度改正の概要

#### 【制度改正概要】

令和5年度税制改正により、物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国民健康保険料の軽減判定基準額の見直しが行われる予定です。本市国民健康保険条例につきましても国民健康保険法施行令の改正がなされた場合には、施行令と同様の必要な改正を行います。

#### 【条例改正概要】

5割軽減世帯及び2割軽減世帯に該当するかどうかを判定するときの軽減判定基準額を計算する際、世帯人数に乗じる額を5割軽減世帯は0.5万円、2割軽減世帯は1.5万円引き上げる。

## 軽減判定基準額の見直し

国民健康保険法施行令の改正を受け、軽減判定基準額の見直しを行います。

### 【現行】

≪ 7割軽減基準額 ≫ 基礎控除額 (43万円)

≪ 5割軽減基準額 ≫ 基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ **28.5万円** × (被保険者数)

≪ 2割軽減基準額 ≫ 基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ **52.0万円** × (被保険者数)



### 【改正後】

≪ 7割軽減基準額 ≫ 基礎控除額 (43万円)

≪ 5割軽減基準額 ≫ 基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ **29.0万円** × (被保険者数)

≪ 2割軽減基準額 ≫ 基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円  
+ **53.5万円** × (被保険者数)



# 3. 令和5年度保険料の賦課限度額の見直しについて

## 制度改正の概要

国民健康保険料の賦課限度額を見直す施行令改正が令和4年2月18日に行われ、本市国民健康保険条例につきましても必要な改正を行います。本市は賦課限度額については大阪府の共通基準に合わせているため、施行令より1年遅れでの改正となります。

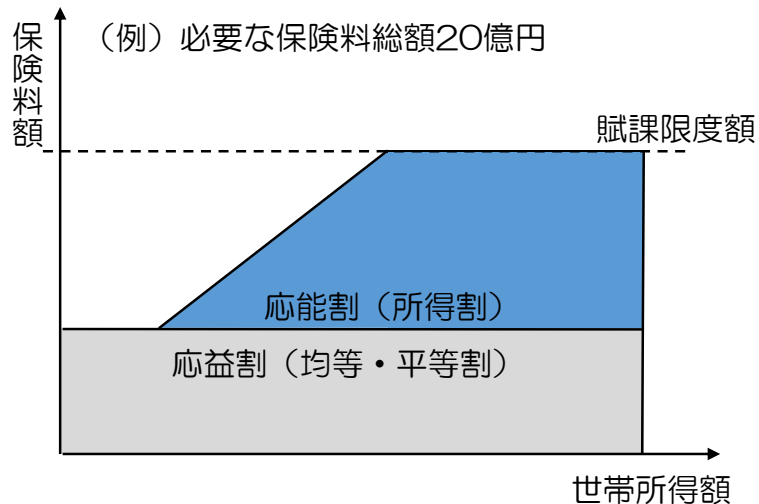
### （賦課限度額）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げることとします。

### （見直しによる効果）

高所得層にはより多くの保険料を負担していただくこととなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となります。

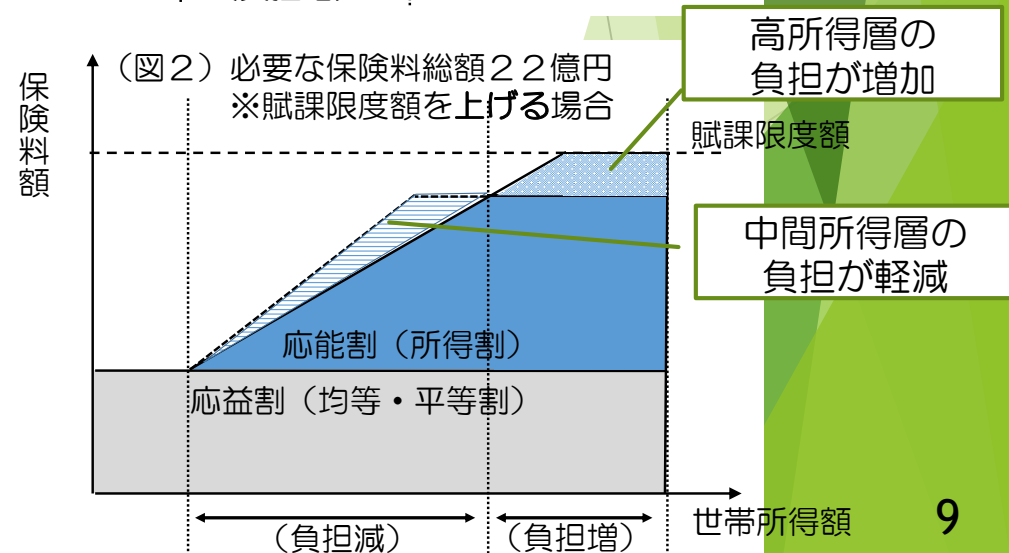
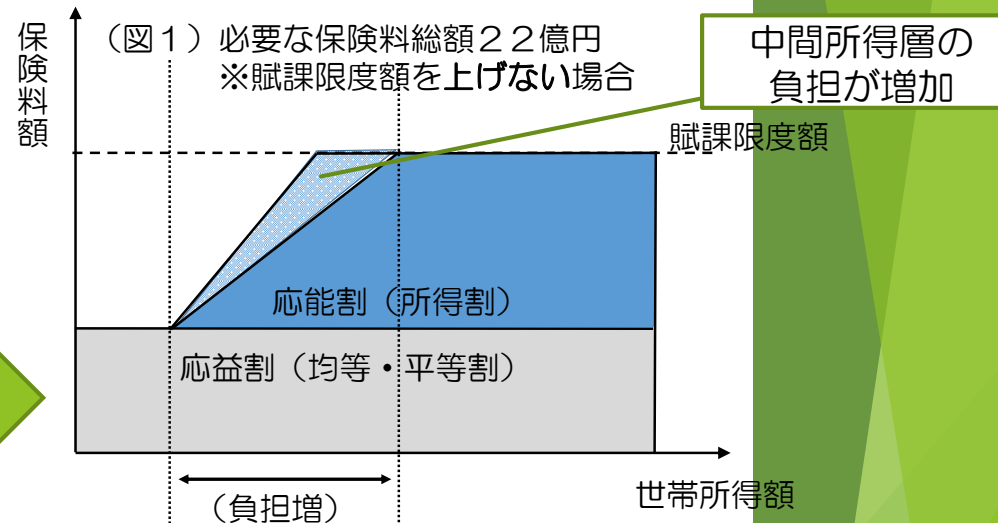
# 賦課限度額の見直し



必要な保険料総額が  
2億円増加した場合

	令和4年度	令和5年度	差
医療分	63万円	65万円	+2万円
支援分	19万円	20万円	+1万円
介護分	17万円	17万円	0

賦課限度額を3万円引き上げることで、中間所得層の被保険者の負担を軽減することが可能となります。



## 4. 出産育児一時金の支給額の引上げについて

令和4年度第1回国保運営協議会資料「4. その他 出産育児一時金の状況について」でもお伝えしてまいりましたとおり、出産育児一時金の方向性が国より以下のとおり示されました。

国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。これを踏まえ、厚生労働省においては、健康保険法施行令等の一部を改正する予定であり、摂津市国民健康保険においても、同様に対応を行うこととします。

【適用時期】 令和5年4月～

【支給額】（現行）42万円（本体部分40.8万円+産科医療補償制度掛金分1.2万円）

⇒ **50万円（本体部分48.8万円+産科医療補償制度掛金分1.2万円）**

また、令和5年度に限り、支給1件あたり5,000円の国から保険者への財政支援も予定されています。

【出産育児一時金とは】

健康保険に加入している人が出産をしたときに、一時金を支給する制度で、妊娠12週（85日）以上の死産・流産の場合も支給の対象となります。

今後、国民健康保険条例の該当規定の改正や必要な予算計上等の対応を予定しています。

# Ⅲ 令和5年度 摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案） について

1. 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）
2. 令和5年度摂津市国民健康保険料率（案）
3. 保健事業の取組みについて

# 1. 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計当初予算（案）

## （歳入）

（単位：千円）

1 国民健康保険料	1,843,461
一般保険料	1,843,127
退職保険料	334
2 府支出金	6,525,248
普通交付金	6,442,635
特別交付金	73,989
療養給付費国庫負担金調整助成補助金	8,624
3 繰入金	855,665
一般会計繰入金	258,725
保険基盤安定繰入金	586,940
基金繰入金	10,000
4 諸収入等	24,202
雑入・延滞金・手数料・利子	24,202
合計	9,248,576

## （歳出）

（単位：千円）

1 総務費	180,300
総務管理費等	180,300
2 保険給付費	6,411,988
療養諸費	5,591,985
高額療養費	770,817
移送費	70
出産育児諸費	30,013
葬祭諸費	6,500
精神・結核医療給付費	12,603
3 国民健康保険事業費納付金	2,581,135
医療費給付費分	1,819,715
後期高齢者支援金等分	554,590
介護納付金分	206,830
4 保健事業費	66,143
特定健康診査等事業費	43,088
保健衛生普及費	23,055
5 諸支出金・基金積立金等	9,010
償還金及び還付加算金等	9,010
合計	9,248,576

## 令和5年度 歳入科目別詳細

(単位：円)

款 項 目		令和4年度	令和5年度	対前年増減率	主な増減理由
国民健康保険料	一般保険料	1,867,959,000	1,843,127,000	△ 1.33%	
	退職保険料	342,000	334,000	△ 2.34%	
府支出金	普通交付金	6,566,634,000	6,442,635,000	△ 1.89%	
	特別交付金（保険者努力支援分）	33,473,000	21,044,000	△ 37.13%	国から交付される予算総額が減少する見込みであるため。
	特別交付金（特別調整交付金分）	6,880,000	30,328,000	340.81%	R4年度コロナ減免に係る財政支援があるため。
	特別交付金（府繰入金）	10,465,000	8,143,000	△ 22.19%	府から交付される予算総額が減少する見込みであるため。
	特別交付金（特定健診等負担金）	16,302,000	14,474,000	△ 11.21%	被保険者数の減少のため。
	療養給付費国庫負担金調整助成補助金	10,814,000	8,624,000	△ 20.25%	被保険者数の減少のため。
繰入金	一般会計繰入金	232,525,000	258,725,000	11.27%	人件費、事務費の増のため。
	保険基盤安定繰入金	579,470,000	586,940,000	1.29%	
	基金繰入金	10,000,000	10,000,000	—	
その他収入	雑入・延滞金・手数料・利子	23,808,000	24,202,000	1.65%	
歳入合計		9,358,672,000	9,248,576,000	△ 1.18%	

## 令和5年度 歳出科目別詳細

(単位：円)

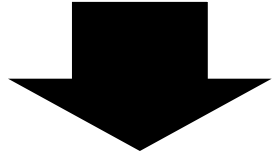
款 項 目		令和4年度	令和5年度	対前年増減率	主な増減理由
総務費		162,705,000	180,300,000	10.81%	人件費、事務費の増のため。
保険給付費	療養諸費	5,704,339,000	5,591,985,000	△ 1.97%	
	高額療養費	778,539,000	770,817,000	△ 0.99%	
	移送費	70,000	70,000	—	
	出産育児諸費	24,793,000	30,013,000	21.05%	出産育児一時金の増額に備えるため。
	葬祭諸費	6,200,000	6,500,000	4.84%	
	精神・結核医療給付金	12,655,000	12,603,000	△ 0.41%	
国保事業費納付金	医療給付費分	1,852,396,000	1,819,715,000	△ 1.76%	
	後期高齢者支援金等分	533,190,000	554,590,000	4.01%	
	介護納付金分	204,612,000	206,830,000	1.08%	
保健事業費	特定健康診査等事業費	46,999,000	43,088,000	△ 8.32%	被保険者数の減少のため
	保健衛生普及費	23,165,000	23,055,000	△ 0.47%	
諸支出金・ 基金積立金等		9,009,000	9,010,000	0.01%	
歳出合計		9,358,672,000	9,248,576,000	△ 1.18%	

## 2. 令和5年度 摂津市国民健康保険料率（案）

### 令和5年度 大阪府統一保険料率

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
後期高齢者支援金等分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護納付金分	2.61%	19,552円	—	17万円
全 体	14.76%	63,866円	44,272円	102万円





### 【摂津市独自の激変緩和措置】

①府支出金等、②摂津市国民健康保険財政調整基金を保険料抑制財源として医療給付費分に投入する予定です。

#### ● 令和5年度 摂津市国民健康保険料率案（市独自の激変緩和措置後）

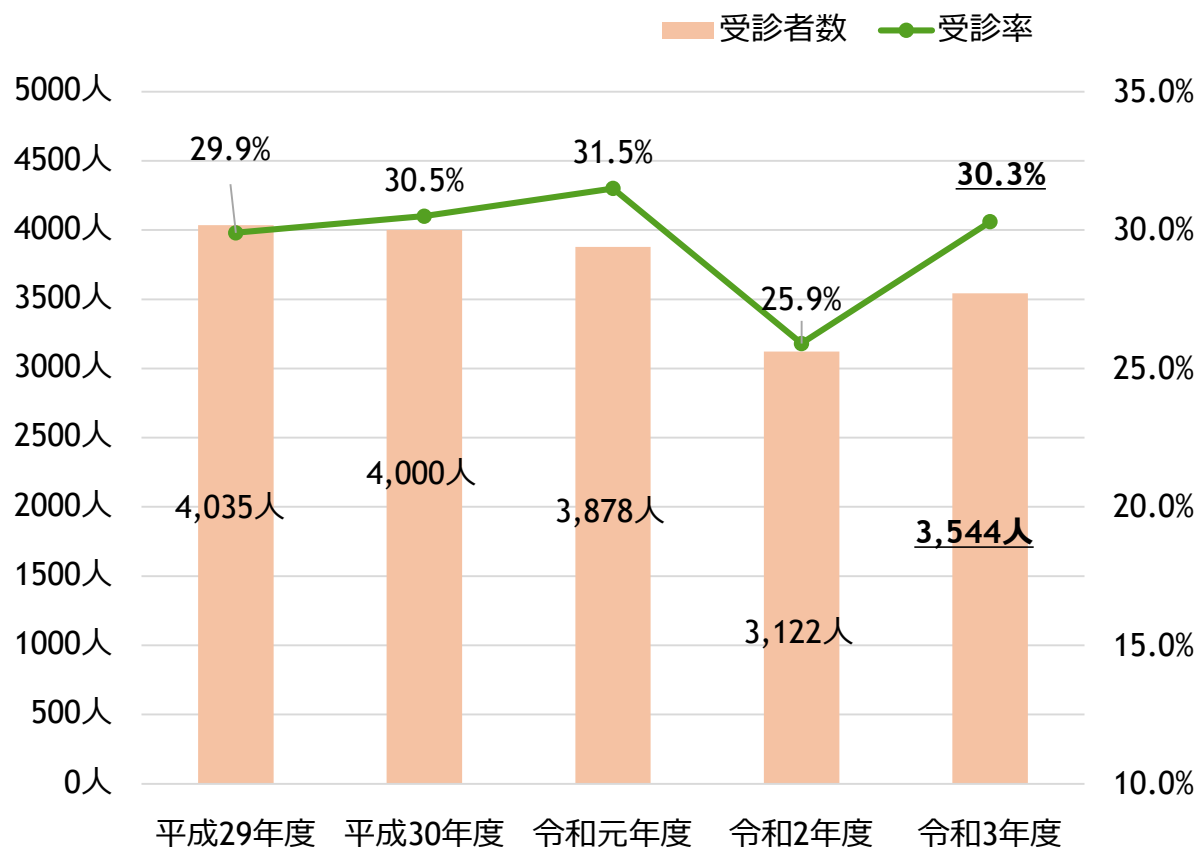
	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	8.94%	33,345円	33,247円	65万円
後期高齢者支援金等分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護納付金分	2.61%	19,552円	—	17万円
全 体	14.52%	63,481円	43,821円	102万円

※後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は大阪府統一保険料率と同値で設定しています。

# 3. 保健事業の取組みについて

## 1. 特定健診の実施状況

特定健診実施状況の推移



### ▶ 特定健診について

国保被保険者のうち40～74歳の方を対象に年1回実施しています。希望者は保健センターでの集団健診か指定医療機関での個別健診を選択できます。

《令和4年度の受診率向上の取組》

未受診者へのアプローチや受診啓発に取り組んでいます。

◎電話及びAI・ナッジ理論を活用した

ハガキによる未受診者勧奨の実施

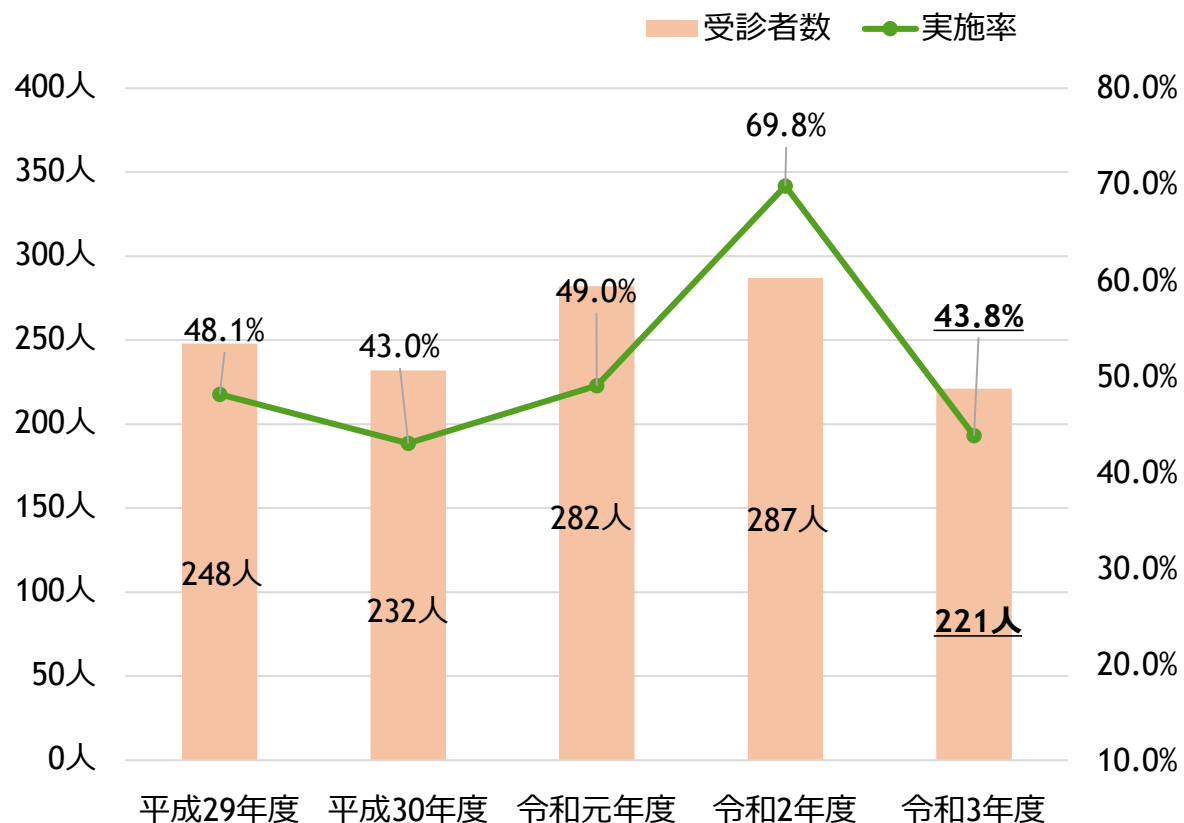
◎職場健診データ提供依頼の実施

◎人間ドック費用助成制度の周知

◎出張特定健診の実施 等

## 2. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導実施状況の推移



### ▶ 特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に保健センターで実施しています。

#### 《令和4年度の実施率向上の取組》

- ▶ 未利用者対策として、健診結果説明会の実施や、参加案内文書の送付、電話勧奨などを進めています。
- ▶ 今後も、特定健診の当日に、対象者に初回面談（プレ指導）を行い、健康状態を自覚し、健康的な生活に改善できるよう、様々な働きかけやアドバイスを行っていきます。

### 3. 国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について

データヘルス計画は、国保被保険者の健康保持増進のため、レセプトデータや健診データを活用し、国保被保険者のニーズや特徴を踏まえた保健事業（特定健康診査や特定保健指導など）等をPDCAサイクルに基づき効果的に実施していくためのものです。

令和5年度においては、現行の計画（第2期データヘルス計画）が、平成30年度から令和5年度までの6年計画となっていることから、令和6年度からの次期計画を策定するものです。

#### ■ 概要

◇計画期間：令和6年度～令和11年度（2024～2029）（6年間）

◇法的根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項、国民健康保険法第82条第1項

◇内 容：現行計画（第2期）の総括結果や国の策定の手引き等を踏まえ、引き続き、本市の主要な健康課題（腎不全、糖尿病、高血圧など）に着目した保健事業の在り方を検討・整理し、PDCAサイクルを基本とした事業評価の実施により健康寿命の延伸や医療費適正化につなげていく。

#### ■ スケジュール（予定）

（年度前半）：現行計画の総括、次期計画（素案）の作成

（年度後半）：次期計画（案）の作成、パブリックコメントの実施、計画策定